



CASH RADAR PB システム

NMC FAX 通信

#735

■ 令和7年 年末調整のポイント [所得要件の改正 (扶養親族等)]

前号でご案内した「基礎控除の見直し」に伴い、本年の年末調整から、控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されます。

●●● 所得要件の改正

扶養親族等の区分	R7 年 所得要件	従前
扶養親族		
同一生計配偶者	58 万円以下	48 万円以下
ひとり親の生計を一にする子		
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58 万円超 133 万円以下	48 万円超 133 万円以下
勤労学生	85 万円以下	75 万円以下

CASH RADAR PB システムにおける改正対応 ~11/26 メンテナンス実施予定

所得要件の改正は、“基礎控除の見直し”や“特定親族特別控除の新設”などに併せて、11/26(水・夜)に対応メンテナンスを実施する予定となっております。

この年末調整対応メンテナンス取得前のシステム環境では、従前 (R6 年) の要件で判定が行われますので、改正にかかる各種作業はメンテナンス実施以降に行っていただくようお願いいたします。

扶養親族等の登録について

社員情報設定 (一人別)

源泉徴収簿入力

従業員が提出する「令和 7 年分 給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書」の内容をもとに、社員情報設定 (あるいは源泉徴収簿入力) に氏名、生年月日などの情報を登録します。

配偶者については、源泉徴収簿メニューに登録する「配偶者合計所得」に応じて区分の判定が行われます。

◇ 登録のタイミング

今回の改正 (=10 万円アップ) により新たに扶養親族等の対象となる者の登録は、支給日が 2025/11/30 以前である給与・賞与の入力作業完了後に行って下さい。

(支給日が 11/30 以前の給与・賞与は、従前の要件を適用しなければならないため)。

◇ 金額による制御、判定

扶養親族	所得金額入力欄なし (※)
配偶者	源泉徴収簿入力_年末調整控除タブ「配偶者合計所得」欄に入力
勤労学生(本人)	源泉徴収簿入力_年末調整一覧タブ「給与所得控除後の給与等の金額」欄

(※) 11/26 予定の年末調整対応メンテナンスにより「特定親族特別控除」に関する所得金額入力欄、集計欄が追加されますが、特定親族特別控除以外の制御・判定は行われません。